

令和 8 年度

寮生心得

令和 8 年（2026 年）4 月 9 日

令和 8 年（2026 年）7 月 6 日〈改訂〉

ニセコ町教育委員会

<目 次>

0. 行動規範及び心構え

1. 日課

2. 遵守事項

3. 共用スペース

3.1 玄関

3.2 食堂

3.3 談話室

3.4 自習室

3.5 洗濯室

4. ユニット・個室

4.1 ユニット・個室全般

4.2 シャワールーム

4.3 トイレ

4.4 洗濯機

4.5 洗面所

4.6 リビング（ユニットのみ）

4.7 居室

5. その他

5.1 持込品

5.2 カードキー

5.3 外来者

5.4 地域交流とイベント

5.5 寮生以外の宿泊

5.6 アルバイト

5.7 諸届

5.8 退寮

6. ゴミ出し

6.1 ゴミ出しの基本方針

6.2 ゴミの種類と出し方

6.3 分別に迷った場合

7. 清掃

7.1 清掃の基本原則

7.2 ユニット内清掃

7.3 共用スペース清掃

7.4 清掃点検

7.5 機器別・詳細清掃手順

※ 本寮生心得は、随時必要な改定を行います

0. 行動規範及び心構え（北海道ニセコ高等学校・ニセコ国際高等学校生徒心得より抜粋）

生徒が、自己実現を目指す個人として成長するとともに責任ある社会づくりの担い手としても成長し、社会の中で充実して生きることができるよう、※自由の相互承認の原理のもと、互いに人権を尊重し、主体的に人権について学び、豊かな人権感覚と相互扶助の精神、判断力、受容力を培いながら生徒の本分である学業と自己の成長に努めるための望ましい行動規範を「生徒心得」として示すこととする。生徒は、この行動規範を目指して学校生活を送り、その時その場で、何が正しいか、どうすべきかを判断し行動する。

寮生心得は、生徒心得と理念を一にするものであり、全国・全世界から集う寮生が、誰に対しても相手の人権を尊重し、敬意をもって接するとともに、互いに切磋琢磨しながら成長するための望ましい行動規範とする。

（※自由の相互承認：相手が自由な存在であるということ、自由を欲する存在であるということ、互いに承認し合うこと。その上で、互いの自由のあり方を調整し合うこと。民主主義社会の土台となる考え方。）

1. 日課

項目	登校日	休日
起床	～7：00	～8：00
朝食	7：00～8：00	
登校	～8：30	
学校	8：45～15：15	
夕食	18：30～20：00	
外出時間	～20：00	～20：00
点呼 清掃時間	20：30～21：00	20：30～21：00
就寝準備	22：00～23：00 (22:40 シャワー・洗濯終了)	22：00～23：00 (22:40 シャワー・洗濯終了)
就寝・消灯	23：00～	23：00～

2. 遵守事項

- **寮生心得の遵守：**寮生心得を遵守しない場合は、指導等の対象となり、場合によっては退寮を命じられる。また、ニセコ町教育委員会は、寮生心得を遵守しないで生じた結果について、一切の責任を負わない。
- **指導事項の遵守：**入寮者は、寮内の秩序維持及び安全確保のため、管理人、ハウスマスター、教員、及びニセコ町教育委員会の指示・指導に従う。
- **立ち入り制限：**指定されたユニット（居室含む）及び個室以外の居住区域への立ち入りや、寮生以外を寮内へ無許可で招き入れない。他ユニット（居室含む）及び個室等へ侵入したり、それを容認・招き入れたりした場合は、原則として退寮を命じられる。
- **備品設備等の取扱い：**寮内の設備や備品等の適切な使用に努める。万一、寮内の設備や備品等を破損・汚損した場合、あるいは故障を発見した場合は、直ちに管理人に申し出る。故意または重大な過失による損害が生じた際は、修繕費用を自己負担する。
- **いじめ・迷惑行為の禁止：**寮内における平穏な生活を乱す行為、及び他者への加害行為を行わない。そのような行為に関与した場合は、原則として退寮を命じられる。
 - **いじめの禁止：**身体的・精神的苦痛を与える言動、SNS 等での誹謗中傷、集団による無視等を厳に行わない。
 - **静穏の保持：**廊下や共用スペースを走り回る等の粗暴な行為を厳に行わない。
 - **言動の制限：**他の入寮者に不快感や嫌悪感を抱かせる内容の会話、及びハラスメントに該当する言動を厳に行わない。
 - **身だしなみ：**高校生として相応しい端正な服装・行動を常に心がけ、公序良俗に反しない常識の範囲内で生活する。
- **省エネルギー：**ニセコ町や北海道が目指す「ゼロカーボン」への貢献や「エネルギーを大切にする習慣」を身につけるため、積極的に節電や節水を行う。

【〈重要〉寮則・寮生心得に違反した生徒への対応】

違反行為（重点指導）

（１）違反を繰り返すことで退寮につながるもの

- ①ハウスマスター、管理人の指導不服従
- ②寮内における人間関係のトラブル
- ③携帯電話の使用違反
- ④寮施設破損
- ⑤他ユニット、他室への立ち入り
- ⑥帰省時の虚偽申告
- ⑦その他違反と認めたもの

●対応方法

寮則・寮生心得の違反回数を記録し、その都度本人へ指導する。違反の回数に応じて下記の対応を行う。

１～２回目：ハウスマスター・管理人指導

３回目：教育委員会指導／教頭・担任へ情報共有／保護者へ連絡／奉仕活動

４回目：教育委員会指導／教頭・担任へ情報共有／保護者へ連絡／保証人へ連絡／奉仕活動／始末書

５回目：改善が見込まれない場合は原則退寮を命じる

（２）軽微なもの

- ①日課表違反
- ②ユニットリビング・居室の整理整頓、清掃不十分
- ③不要物持ち込み
- ④その他違反と認めたもの

●対応方法

寮則・寮生心得の違反回数を記録し、その都度本人へ指導する。違反の回数に応じて下記の対応を行う。

１～３回目：ハウスマスター・管理人指導

４回目以降：教育委員会指導／奉仕活動

※違反行為３回目以降、１回目と同一の違反を行った場合は、「ハウスマスター、管理人の指導不服従」となり、重点指導事案として対応する

３．共用スペース

３.１ 玄関

外出可能時間：6:30~20:00

- 靴を脱いだら必ず靴箱に片付ける。
- 靴箱からはみ出す、あるいは入りきらない場合は、各居室にて管理する。
- 玄関を入退室する場合は、必ず自身のカードキーをタッチする。
- 傘には自身の名前を記入する。定期的に整理を行い、氏名の記載がない場合は廃棄する。
- 傘は必ず閉じた状態で傘立てに入れる。
- 他の寮生の靴や傘を故意に使用・隠匿・損傷させる等の行為を厳に行わない。

3.2 食堂

利用可能時間： 6:30～22:00（朝食・夕食時は食事利用以外不可）

朝食: 7:00～8:00、夕食: 18:30～20:00（登校日のみ）

- IH コンロ利用可能時間は、休日の 11:00～13:00 及び 17:00～19:00 とする。
- 原則として、IH コンロを使用する場合は安全性を考慮し、「炒める・茹でる」のみとし、「煮る・揚げる」等は厳に行わない。
- 食中毒防止及び衛生管理の観点から、生肉（牛肉・豚肉・鶏肉等）及び生魚の持ち込み、調理を厳に行わない。ただし、ハム・ソーセージ・ベーコン等の加工肉、及び野菜類の調理は可とする。
- IH コンロが混雑している場合は、1 人 10 分までの使用とする。
- 使用した調理器具等は直ちに洗浄し、次の利用者が使える状態にする。また、シンクの清掃、生ゴミの処分、食卓の清掃も必ず行う。
- 冷凍庫・冷蔵庫を利用する場合は、必ず自身の名前を記入する。また、賞味期限を管理し、定期的に整理を行う。無記名のものは見つけ次第、管理人・ハウスマスターが確認し、廃棄する。
- 他の寮生の食品等を故意に飲食・使用・廃棄することを厳に行わない。
- 厨房への立ち入りを厳に行わない。
- 登校日の食事時間内におけるスマートフォン等の使用を厳に行わない。
- 食事の要否に変更がある場合は、15 日前の 17:00 までに所定の方法で報告する。
- 炊飯器・電子レンジ・トースター・電気ケトル等の使用後は、必ずコンセントを抜く。
- 調理・食事前の手洗いを徹底し、衛生管理に努める。

3.3 談話室

利用可能時間：＜登校日＞帰寮後～22:00 ＜休日＞： 6:30～22:00

- 調理及び食事を厳に行わない。ただし、蓋つきのペットボトルや水筒による水分補給のみ可とする。

3.4 自習室

利用可能時間： 6:30～22:00

- 他者の利用を配慮の上、利用する。
- 私語はせず、入退室は静かに行う。
- 食事をしない。ただし、蓋つきのペットボトルや水筒による水分補給のみ可能とする。

- 電子端末等を持ち込む場合は、マナーモード（バイブレーション設定もオフ）に設定し、動画等を閲覧する場合はイヤホンの使用、キーボードを使用する際には音に細心の注意を払う等、他者へ配慮する。
- 座席の占有行為（荷物による場所取り等）は厳に行わない（食事・入浴・外出等の際は必ず席を空ける）。
- 机上への落書き・損傷行為を厳に行わない。
- 3年生は22時50分までの利用を許可する。2年生はハウスマスターまたは管理人に申告し、許可制で利用可とする。

3.5 洗濯室（洗濯機・乾燥機）

利用可能時間：6:30～22:00

- 利用終了後は速やかに洗濯物を取り出し、フィルターのゴミを取り除く。
- 洗剤は各自で用意し、使用後は各居室へ持ち帰る。
- 洗濯機・乾燥機の長時間にわたる占有を厳に行わない。
- 洗濯物はすべて氏名を記載したネットに入れる。
- 他の寮生の洗濯物を故意な使用・処分を厳に行わない。
- 使用前に前の人の衣類が残っていないか確認し、残っていた場合は管理人へ届け出る。

4. ユニット・個室

4.1 ユニット・個室全般

出入り可能時間：6:30～22:00

- ユニット及び個室には22:00までに帰室する。
- ユニット・個室は共同生活空間であることを自覚し、清潔に維持する。
- ユニット・居室の重大な汚損・破損が生じた際は、修繕費用を自己負担する。
- 原則として、ユニット共用スペースに私物を置かない。
- 他の寮生の私物や食品等を故意に使用・廃棄・隠匿する行為を厳に行わない。
- 水道は基本的に冷水を使用し、節水を心がける。
- 使用していないスペースの照明や設備の電源は必ず切る。
- 外出する際、窓は必ず閉める。

4.2 シャワールーム

利用可能時間：7:00～22:40（20:30～21:00は清掃のため利用不可）

- 各ユニットの1日の給湯量には限りがあるため、使用は1日1人15分以内を厳守し、他寮生の使用に配慮する。
- 染髪、カラーシャンプーの使用は、寮敷地内のどこにおいても厳に行わない。
- シャンプー等は各自で用意し、使用後は指定の場所へ収納する。
- シャワー使用時は必ず施錠する。

4.3 トイレ

- 使用後は必ず蓋を閉めてから流し、清潔を保つ。
- 体調不良時を除き、長時間の占有を厳に行わない。
- トイレットペーパーの浪費及び持ち出しを厳に行わない。
- 生理用品は必ずサニタリーボックスへ捨てる。
- 使用後は汚れていないか確認し、汚れを見つけた際はその都度清掃を行い、常に清潔を保つ。

4.4 洗濯機

利用可能時間： 7:00～22:40

※ 「3-5. 洗濯室」に準ずる。

4.5 洗面所

利用可能時間： 6:00～23:00

- 利用後は汚れを取り除き、洗面道具を指定の場所または自室で管理する。
- 洗面所が混雑している場合は、他の寮生に配慮し使用する。
- ドライヤーとヘアアイロンは洗面所のみで使用可能とする。

4.6 リビング（ユニットのみ）

利用可能時間： 6:00～23:00

- リビングでの調理（食材の洗浄やカットなど）を厳に行わない。
- 電子レンジ等を使用し汚れた場合は、直ちに清掃する。
- 居室以外の共有部（ユニットのリビング内を含む）では、必ずスリッパを着用する。
- 共同生活のため、騒いだり大きな音は出さないよう他生徒へ配慮する。

4.7 居室

<在室時>

- 23:00 以降は、原則として自室に在室する。
- 生活・学習の場として、常に整理整頓を心がける。
- 生活音や騒音など、他の寮生への配慮を忘れない。
- 体調不良時は直ちに管理人またはハウスマスターに報告する。
- 内装や備品への破損や汚損（ポスター等の貼り付け、落書き等）を厳に行わない。
- 居室での炊事行為を厳に行わない。
- 通話やオンラインミーティング等は 23:00 までとする。
- ベッド上には、スマホとスマホ充電器、目覚まし時計以外は物を置かない。
- 床に物を置かない。

<外出時>

- 外出時は貴重品を鍵付き収納に保管する。
- 登校や外出の際は、居室内の照明を消灯し、コンセントをすべて抜く。

<その他>

- 管理運営上、管理人、ハウスマスター及び教員が居室に入る場合がある。

5. その他

5.1 持込品

- 持込品の破損・故障については、各自が責任を持つ（持込品による怪我や故障・破損、衛生管理などに関して、寮は一切の責任を負いかねる）。持込品の廃棄は各自で行う。
- 自転車を持ち込む場合は、寮自転車持込許可願を提出し、承認を受ける。ただし、駐輪場にツーロックをかけて保管する。なお、冬季の寮内保管はしない。
- アイロン・ヘアアイロン・ドライヤー・電気カミソリ・学習用 PC またはタブレット・スマートフォン・ポケット Wi-Fi・小型加湿器・小型空気清浄機の持ち込みは可とする。ただし、不適切な使用や他者への迷惑が生じた場合は、管理人やハウスマスター等に一時預かるものとする。
- ミキサーの持ち込みを許可する。使用は食堂のみとし、休日 11:00~13:00 及び 17:00~19:00（IH 利用可能時間と同様）とする。
- テレビ、冷蔵庫、電気ケトル等の家電類、スピーカー、延長コード、ゲーム機等の電子機器、有機溶剤、ナイフ、キャンドル等の火気・化学物質や刃物の持ち込みはしない。

5.2 カードキー

- カードキーは、寮の安全管理及び入退室記録により、寮は生徒の在寮状況を把握する。外出・帰寮の際は、必ず自分のカードキーを使用する。
- カードキーは寮からの貸与物であり、在寮中は各自が責任をもって管理する。他者への貸し借り・譲渡・預けはしない。
- カードキーを紛失・破損した場合は、必ず速やかに管理人へ申し出る。なお、再発行費として 1,210 円を自己負担する。
- 他人のカードキーの使用や不正な入退室、故意の破損・加工、置きっぱなしなど管理を怠る行為を厳に行わない。
- 退寮する際は、カードキーを必ず返却する。返却がない場合は紛失扱いとし、再発行費を自己負担する。

5.3 外来者

- 保護者等との面会は、教育委員会の許可を得た場合のみ行う。外来者が共用部・ユニット内に立ち入る場合は、必ず管理人またはハウスマスターが立ち会う。

5.4 地域交流とイベント

- イベントを開催する際には、「寮内イベント開催申出書」をイベント開催希望日の7日前までにハウスマスターに提出し、許可を得る。
- 共用スペース（食堂・談話室等）で地域住民を招いたイベントや交流事業が行われる際は、管理人またはハウスマスター等の指示に従い、円滑な運営に協力する。
- 地域の方々と接する際は、礼儀正しい言動を心がけ、良好な関係を築くよう努める。
- 共用スペースの利用において、一時的な混雑や制限が生じる場合は、管理人またはハウスマスター等の指示に従う。

5.5 ゲストの宿泊

- 連携校の教職員や生徒などゲストが宿泊する際は、元気な挨拶と礼儀正しい言動に努める。

5.6 アルバイト

- 生徒心得に基づき、事前にアルバイト届出を学校へ届け出る。
- 寮生活においてやるべきことができていない判断された場合は、アルバイトの一時休止を命じられる場合がある。
- 門限までには必ず帰寮する。

5.7 諸届

原則として、体調不良や不可抗力な事情を除き、欠席・遅刻等や提出のない物品の持込・利用はしない。虚偽の報告は厳に行わない。

- 欠席・遅刻：①寮生から管理人に申し出
②寮生から保護者に連絡→保護者から担任へ所定の方法で連絡
- 早 退：①担任に「早退届」を提出
②管理人に連絡の上、帰寮・療養
- 帰 省：①帰省の3日前までに「帰省届」を記入
②保護者も3日前までに管理人のメールアドレスへ連絡
- 自転車利用：自転車の持込・借用する場合には、事前に管理人またはハウスマスターに「寮自転車持込・借用許可願」を提出する。
- Wi-Fi 利用：Wi-Fi を利用する場合は、事前に「Wi-Fi 使用申請書」を提出する（入寮時に提出）。また、不適切なサイトへのアクセスを行わないよう、使用する電子機器にフィルタリングやアプリの設定も各自で行う。
- アレルギー：アレルギーがある場合は、事前に「食物アレルギー申告書」を提出する。

5.8 退寮

- 寮生心得に反する行為を繰り返し、改善の意思が認められない場合は、寮での生活継続が困難と判断され、退寮を命じられる。

- 卒業や本人の都合により、退寮する場合には、ニセコ町教育委員会の指定する日までに荷物を撤去し、退寮する。
- 学校から自宅謹慎が下された場合は、翌日の 9:00 までに寮を出て、帰省する。
- ニセコ町教育委員会から退寮処分、学校から退学処分が下された場合は、翌日の 9:00 までに寮を出て、荷物は 1 週間以内に撤去する。

6. ゴミ出し

6.1 ゴミ出しの基本方針

ニセコ町は環境モデル都市であり、ゴミの分別は非常に厳格である。寮生活においても「自分の出したゴミに責任を持つ」ことを基本とし、本寮では「ユニット単位」で協力してゴミ出しを行う。

<ユニットの定義>

ユニット： 共同生活エリア（6～8 名）のグループ。

個室ユニット： 個室入寮者を「男子グループ」「女子グループ」に分け、それぞれを 1 つのユニットとして扱う。

<ユニット長>

上記の各ユニットにユニット長 1 名を置く。

6.2 ゴミの種類と出し方

各ユニットごとに直接塚越産業へゴミ出しを行う。ゴミ出し当番は、ユニット内でローテーションを組み、2 人 1 組で行く。ゴミ出しの際は塚越産業の正面から入り、スタッフの指示に従う。

○受け入れ場所／有限会社塚越産業（ニセコ町字富士見 150 番地 2）

○受け入れ曜日／月曜日～土曜日（12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

○受け入れ時間／月曜日～金曜日 午前 8 時～正午、午後 1 時～午後 4 時
土曜日 午前 9 時～正午

「いつ」「何を」「どこへ」出すのか、以下の表を基準に行動する。

曜日	時間	ゴミの種類	場所	対象	ルール
日水	17:00 ～ 20:30	生ゴミ	食堂	キッチン、三角コーナーの生ゴミ	食堂キッチンに設置してある生ごみ用のごみ箱に捨てる。 水気を切り、ラップ・割り箸などの異物は入れない。
月～土	8:00 ～ 8:20	資源ゴミ	塚越産業	ビン・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙パック・新聞・雑誌など	1. ビン・缶・ペットボトル等は中身を捨て、水ですすいで汚れを落とす。 2. ペットボトルはキャップとラベルを剥がす。 3. ユニットで透明な袋にまとめる。 4. ユニットでゴミの分別を確認の上、袋がいっぱいになったら登校時（午前8時～）に塚越産業へ持ち込む。 5. 紙パック・段ボールはテープ等を剥がし、ユニット内で平らにしてひもで十字に縛り、塚越産業へ持ち込む
月～土	8:00 ～ 8:20	燃やすゴミ	塚越産業	紙くず・汚れの落ちないプラスチック等	1. ユニットで指定燃やすゴミ袋にまとめる。 2. ユニットでゴミの分別を確認の上、指定袋がいっぱいになったら登校時（午前8時～）に塚越産業へ持ち込む。 ※燃やすゴミ袋は20ℓの指定袋を配布する。袋が足りなくなる前にユニット長に報告すること。ユニット長会議の際に追加で袋を配布する
月	8:00 ～ 8:20	食堂（共用部）のゴミ	塚越産業	共用部のゴミ全て	清掃担当のユニットが日曜日にゴミをまとめ、各ユニットに持ち帰り、翌日月曜日の朝に塚越産業へ持ち込む。
随時		燃やせないゴミ	随時管理人へ相談	金属・ガラス・割れ物等	随時管理人へ相談する。

<注意事項>

- ・ゴミの分別を徹底する。ゴミが正しく分別されているかチェックすることがある。
- ・ゴミが正しく分別されていないものは、塚越産業に持ち込んだ際に返却される。その際は必ず自分たちで分別し直して再度ゴミ出しを行う。
- ・ゴミ出しは、原則登校時（午前8時～）に行う。事情により登校時にゴミ出しができなかった場合は、ゴミの受け入れ時間を守って出す。
- ・ゴミは溜め込まず、定期的に出すようにする。
- ・ゴミは受け入れ時間ギリギリには持ち込まず、時間に余裕をもって出す。
- ・ゴミ出しの際にスタッフから指摘などがあったら、必ず管理人へ報告する。

<閉寮期間の注意>

夏休み（8/10～8/19）および冬休み（12/27～1/5）は閉寮期間となる。期間中はゴミ収集が行われないため、閉寮前に必ずゴミを出し切る。

<ゴミ出しルート>

塚越産業の正面（赤丸部分）から入り、スタッフの指示に従ってゴミ捨てを行う。

×印の方からは入ってはいけない。



6.3 分別に迷った場合

細かい分別ルールなどの確認は、以下のツールを活用する。

- ごみ分別アプリ：スマートフォンで分別検索や収集日の通知を受け取ることができる。「ニセコ町ごみ」で検索し、インストールしておく。
- ニセコ町公式情報：町の資料「ごみの分け方と出し方」「ごみの品目別分類一覧表」を確認する。不明な点はニセコ町役場ホームページを参照する。

7. 清掃

7.1 清掃の基本原則

- 「使った場所は、使う前よりきれいに」を心がけ、「誰かがやってくれる」ではなく、自らの生活空間に責任を持って協力して取り組む。
- 管理人またはハウスマスター、寮日直から再清掃の指示が出された場合は、直ちに清掃する。

7.2 ユニット内清掃

ユニット内清掃を毎日 20:30~21:00 に行う。

〈ユニット内清掃の流れ〉

時間	項目	内容
20:30	集合 ユニット内点呼 清掃開始	ユニットメンバーは、ユニットのリビング（個室ユニットは1階個室前廊下）に集合する。ユニット長は、ユニットメンバーの点呼と清掃分担を確認する。その後、ユニットメンバーは清掃を開始。
20:35 ~ 20:40	点呼 ※ユニット長のみ	ユニット長は食堂に集合し、管理人による点呼を受けた後、諸連絡の伝達を受ける。終了後、ユニット長も清掃を開始。
20:55 ~ 21:00	チェック	ユニット長は、ユニット内の清掃の仕上がりを確認する。不十分な場合は、やり直しを指示する。
21:00	清掃終了	共用部（食堂、談話室、自習室、洗濯室） ユニット長は清掃チェックを行い、その後管理人からチェックを受ける。管理人から OK が出たら解散とする。 ユニット長は、管理人からの諸連絡をユニットメンバーに伝達する。

※点呼において虚偽の報告があった場合は、相応の指導や処分を下される

<ユニット内清掃の清掃箇所>

清掃箇所	具体的な作業内容
リビング・シンク	食器の放置ゼロ確認、シンクの水垢・生ゴミ除去、家電の拭き上げ、テーブル拭きなど
洗面台	鏡の清掃（乾拭き仕上げなど）、洗面ボウルの水垢・ゴミ・髪の毛除去、ハイターで排水管用清掃（毎週月曜日）など
シャワールーム	排水溝内・排水溝蓋の清掃、髪の毛除去、壁・床のヌメリ取り、ハイターで排水管用清掃（毎週月曜日）など
洗濯機	糸くずフィルターのゴミ除去、本体・蓋・投入口のホコリ拭きなど
トイレ	便器内のブラシ掃除、便座（表裏）・床の拭き掃除、脱臭フィルター清掃など
廊下・床	掃除機掛け、水拭き（セスキ、クイックルワイパー、雑巾）など

※トイレトペーパーやハンドソープ等の消耗品が不足した場合には補充する

7.3 共用スペース清掃

ユニット外の共用スペースの清掃を各ユニット（A～K）が1週間交代のローテーションで担当する。

<共用スペース清掃箇所・作業内容>

清掃箇所	具体的な作業内容
食堂家電	電子レンジ・トースター内部の汚れ等除去、ケトル・炊飯器の外拭き・整頓など
食堂キッチン	IH・調理台の汚れ除去、シンク磨き、生ゴミ処理、調理器具の片付けなど
談話室	床の掃除機かけ、テーブル・ソファの拭き掃除、備品の整頓など
自習室	机上の拭き掃除、床の掃除機かけ、備品の整頓など
洗濯室	洗濯機・乾燥機のフィルター掃除、洗濯機・乾燥機内の清掃、床掃除

※ローテーションなどの詳細は掲示板を確認する

7.4 清掃点検

1週間に1回以上、管理人・ハウスマスター・寮日直による清掃点検を行う。指摘を受けた場合は、直ちに清掃を行う。

7.5 機器別・詳細清掃手順

日常清掃に加え、以下の手順で徹底した管理を行う。

電子レンジ：水と重曹（またはクエン酸）を加熱し、15分蒸らしてから汚れを拭き取る。

トースター：ヒーター（ガラス管）は非常に脆いため、直接洗剤をかけない。

電気ケトル：クエン酸を入れて沸騰・放置後、数回すすぐ。

炊 飯 器：蒸気キャップを洗淨し、内釜はコーティング保護のため硬いスポンジを使用しない。

洗 濯 槽：40～50℃のお湯と、2 ヶ月に 1 回洗濯槽クリーナーを用いて定期的に洗淨する。

居 室 清 掃：高所（棚上・カーテンレール等）のホコリ取りから始め、窓ガラスはクリーナーで拭き上げる。ベッドフレーム内のゴミも除去する。